

# 真狩村子ども(乳幼児等)医療費助成(無料)を 令和7年8月診療分から高校生年代まで拡大！

名称が乳幼児等医療費助成から子ども医療費助成に変わります。

令和7年度の高校生年代は、平成19年4月2日から平成22年4月1日までに生まれた子どもです。

※高校3年生の年代の方は、令和8年3月31日までの診療分の医療費が無料になります。

## 【医療費の自己負担額】

|       | 7月診療分まで | 8月診療分から |
|-------|---------|---------|
| 中学生まで | 無料      | 無料      |
| 高校生年代 | 対象外     |         |

※1 入院時の食事代、保険適用外の診療などは助成対象外です。

※2 重度心身障がい者医療費受給者証又はひとり親家庭等医療費受給者証の交付を受けている方はその受給者証を医療機関に提示し、この場合の高校生年代までの子どもの医療費の自己負担は、申請により子ども医療費助成の支給対象になります。

## 【子ども医療費受給者証の交付】

8月から対象となる高校生年代の子どもがいる方で、次の①から③のいずれかに該当する方は申請が必要となります。

- ① 高校生年代のみの子どもがいる方（中学生以下の子どもがいない方）
- ② 真狩村に住所地がある真狩高校に在学する子どもで保護者の住所地が村外の方  
⇒①又は②の方には6月に申請書を送付します。
- ③ 保護者の住所地が真狩村で高校生年代の子どもの住所地が村外の方  
⇒③の方は7月までに申請してください。（申請書の送付はありません。）

※ 上記以外の申請不要の方には7月に受給者証を交付します。



《お問い合わせ先》

真狩村住民課医療保険係（電話 0136-45-3612）